

《研究ノート》

奴隷制度にかんする一つの
考え方

弓 削 達

ここ數年來、奴隷制度にかんする研究または論議が、わが國においてもヨーロッパにおいても、かなり活潑である。しかるに、わが國における論議（その全部ではないが、論議を活潑ならしめた問題の提起）と、ヨーロッパにおける研究との間には、問題意識の上でかなりの開きがある。そのことは、今年一月の史學會例會において太田秀通氏が、西歐の「實證史學」の代表としてウェスタマンの遺著を批評されたことのなかに、端的に読みとることができる。いうまでもなく理論と實證は共同しなければならぬ。實證の伴わない理論は空論であり理論に昂められない實證は骨董趣味である。ウェスタマンには凡ゆる理論化に對する不信と警戒の念がある。太田氏には「實證史學」を厳しく批判しつつも、それを内面より攝取しようとする努力がある。ヨーロッパには、職人的な史料研究に没頭していても

研究ノート

他日偉大なる總合者の出現すべきを期待しうる安心感があるかもしれない。日本にはこの安心感はない。一人々々が日本の現實と問題とを背負って立たざるをえない。私も亦惱める一人として、わが學界における問題意識と理論化への意欲を、「實證史學」の成果によって時に修正を加え時に豊富にすることが我の宿命的な課題の一つであると考え。

かくの如き課題を感じる者にとっては、イギリス古代史學界の泰斗ジョーンズの最近の一論攻は幾多の示唆を意味している（註2）。かれは同じく「實證史學」の全傳統を負いながら、散文的なウェスタマンに稀薄な何故を追求する。それはすでに、後三、四、五世紀のインフレのトレンドを正確に提示した舊稿⁽⁵⁾、前四世紀アテナイの社會構造を把握した前稿⁽⁶⁾にみられた所であるが、その面目は今回の論文にも躍如たるものがある。この論文で彼は、家内奴隷や管理・代行人としての奴隷の考察を省き、古代世界における労働者としての奴隷に考察を限定する。つまりここには、ウェスタマンにおける如く労働制度の一環としての奴隷制がとり上げられるのであり、社會構成としての奴隷制ないしは古代社會・文化の基礎としての奴隷制という把握は前提されていない。しかし、その限りに於ては、ウェスタマンに見出しえないある理論化が一步すすめられる。いうまでもなく労働制度としての奴隷制の特徴は、奴隷が主人の、法的には所有物、經濟的には投資の対象たる點にある。ジョーンズは、マックス・ウェーバーの如く、資本投下の対象とし

て奴隸を考え、投資の対象たる奴隸の生む利率が如何なる條件に左右されるかを綿密に計算する。

かれによれば、不熟練労働と熟練労働とにわけて考えねばならず、前者にあつては訓練期間の給養コストが不要であるから投資額は殆んど奴隸市場価格によつて決定されるに對して、後者にあつては奴隸市場価格よりも寧ろ長期の訓練期間のコストが決定的である。そして前者にあつて、奴隸市場価格が極めて低廉であるときに、それが繼續的な仕事に賃貸（古典期アテナイの銀山）又は利用（共和政期末イタリアの大農場）される場合には、奴隸労働は自由労働を驅逐するが、それが臨時的な仕事（建築、收穫）に用いられる場合は、奴隸主はそれによつて奴隸の遊休期間のコストを回復せんとするから自由労働と同等の賃銀を要求するが故に奴隸は自由労働を驅逐せずこれと並存する（アテナイのエレクトイオン神殿建築勞賃計算書がこれを證明）。何れにせよ不熟練労働が有利であるのは奴隸價格の低廉を前提するが、それは、戦争、社會不安の結果たる人攫いや海賊の横行、相互に永續的戦争状態にある後進諸種族が近隣に存することなど、供給源の豊富な場合に限られる。たとえば前四世紀アテナイにおける不熟練奴隸の價格約一二五—一五〇ドラクマに對して、奴隸平均年令二十歳として必要償却を差引けば、年利率約三五—四〇％である、と計算される（賃貸料一日一オボロス、一年六〇ドラクマ）。これらに對して熟練奴隸は供給に左右される一般市場價格より高價（同じ頃のアテナイで

最低三、概ね五又は六ミナー—ミナは一〇〇ドラクマ）であり、エルガステリオン經營にあつても（デモステネス）離れて住む獨立奴隸職人にあつても（ティマルコス）、かれらから主人に支拂われる一日二オボロイを基準とすれば一五—二〇％の年利率であり、それに商品市場の良悪、償却などを考慮すれば、當時としては決して有利な投資對象ではなく、奴隸職人の側も家族への給養、主人への支拂い、解放金の貯蓄など自由職人以上の負擔を負つていたので、自由労働に對して不利な立場に立つた。

かくの如く、奴隸が生産労働として自由人を驅逐する程になるのは、供給が豊富で奴隸市場が極めて低廉であつてそれを不熟練労働として永續的に使用する仕事が残存するという特殊な條件の具つている場合に限られるが、帝政期に入つて平和が確立して掠奪、人攫い、海賊などが減少し、また對外戦争が終熄すると、奴隸供給が減少して主に出生奴隸（*pelagos*）に依存するに至る。かゝる數量の減少と給養コストの高い出生奴隸に依存する事情は、奴隸價格の騰貴となつて現れ、ジョーンズによれば、前四世紀のアテナイに比して後二世紀のエジプト以外の地域における奴隸價格は約八—十倍の騰貴である。價格騰貴は奴隸を不熟練労働に使用することを不利ならしめ、熟練労働（農業では、葡萄手入れ、手工業職人、商業の代理人）に使用される。三世紀の動亂は、捕虜（ローマ人の捕虜が賣り返される）、棄て兒、嬰兒の賣却など新しい供給源を開き、四世紀以後價格

は二世紀の約半分に下るが、職種は國有仕事場が最も多く、鑛山には奴隸をきかず、農業では自由と奴隸が並存し、イタリアと西方の農業奴隸は遺制とみなさるべきである。

以上がジョーンズの論文の簡単な要點である。これが我々の奴隸制論議にとって意味するところを考える前に、氣のついた二點にふれておきたい。第一は、帝政初期における價格騰貴の問題である。この論文の趣旨から言つて市場價格、給養コスト、資本回收率などについて綿密な計算が行われており、それによつて、かつてウェーバーが大膽に論定したことがそのまゝ證明されたことになった。⁽⁷⁾詳細は紙數の關係で省略せねばならないが、ジョーンズは多くの材料の中から不熟練労働奴隸のみを一貫して取り上げ、しかもエジプトは奴隸制についても特殊な地域で需要の極めて少い事情を考慮してパピリは價格變動の算定には用いない。ウェスタマンも同期の價格を考へているが、低廉を示すパピリをも含めた材料を並列し熟練・不熟練労働の區別を考慮しない方法的な未整理の故に、材料の豊富なるにも拘らず變動のトレンドを示しえなかつたのと極めて對照的である。第二に氣附いたこと。前五、四世紀アテナイの奴隸價格を知る史料として重要な四一三年のケフィソドロス沒收財産目録⁽¹⁰⁾に現れる奴隸十六人の價格をジョーンズは全體でおさえて二五二ドラクマとし平均約一六〇ドラクマとしており、之は正しいが、ウェスタマンはそこに現れる奴隸の個々について價格をギリシア數記號よりアラビア數字に移してあげている

研究ノート

が、その移し方が十六のうち四ヶ誤っており（パウリロヴィツソワにても同様）、従つてそれをもとにして男女別に計算せる平均價も誤っている。諸種の點を總合するに、ウェスタマンの遺著は門弟らの共同作業を基礎にしているためか、少くとも部分的にはかなりの不正確があることを注意しておきたい。「實證史學」とよばれるものがこれでは少々困る。

二

然らば、ジョーンズの分析と把握は我々の奴隸制研究において如何に生かさるべきであらうか。そもそも、奴隸の存在は單に供給源の存することの結果であるのではなく、労働生産性と生産手段の發達によつて、搾取さるべき餘剩價値の作出が可能となる生産力の特定の段階への發展を前提することは屢々指摘される所であるが、これだけでは餘剩價値の被搾取者が正に奴隸となる條件としては充分ではない。尙その他に、相互に排他的な諸共同体が並立しそれらの間に慢性的戦争状態、すなわち國際法・戦争法規の未發達なる状態が存する結果、他共同体の成員は生命財産を保證されないという特定の段階における共同体關係又はその餘韻の存在が條件として加えられねばならない。（したがって、奴隸はまず捕虜奴隸として現れるのであり、やがて之に準じて同一共同体成員にして成員たる義務を履行せざる債務不履行者も成員權を失ひ捕虜奴隸と同じ境涯におちる。）

しかし、この二つは奴隸の存在の條件ではあつても、奴隸制の發展とその種々相については何の説明も提供しない。奴隸は私法的には主人の所有物であるが、そればかりではなく經濟的には主人の投資對象であるというウェーバー、ジョーンズの視角は、この際重要である。つまり、單に奴隸が存在するだけでなく、それが生産に積極的に投入され生産關係において何らかの意味をもつ存在となるためには、資本として投下さるべき富の蓄積と、資本を働かすべき有利な企業が存在とが前提條件となる。かかる前提條件は古典古代的ボリスにあつては、生産力増大の結果たる餘剩價值が貨幣經濟浸透の結果少數者により獨占せられ共同體規制を弛緩せしめてゆく過程に於て生みだされた。そしてアテナイではそれと並行して銀鑛に對する需要（ペリクレスいごの武器生産・手工業の發展も副次的に重要だが手工業に於ては自由職人の方が有利なることは前述）が奴隸資本を不熟練労働として働かすべき企業として存し、イタリアではとくに第二次ボエニ戰争後の土地集中と、葡萄・オリブ商品生産の導入がかかるものとして存した。そしてこの何れの時期も奴隸市場の特に低廉な時であつた。奴隸制の發展・労働制度としての奴隸制度は、奴隸の資本としての性格がもつ凡ゆる經濟的な法則に従つたのである。

要するに、奴隸存在の諸條件が存し、それに加うるに今みた如き資本を制約する經濟的諸條件が存する場合には、生産關係における奴隸制度の役割は決定的となるが、然らざる場合には

奴隸は如何に多くの職種にみいだされてもそれは夫々における副次的勞働力でしかなく、奴隸存在の一般的諸條件が存することの表現にすぎない。かくの如く奴隸は古典古代的の如何なる時期・如何なる地域においても全職種における支配的な勞働制度であつたことはないが、然らば、社會構成としての奴隸制は古典古代において如何にして之を云々しうるであらうか。想うに、それは、奴隸が古典古代的共同體の内部的構造連關の中に組入れられた場合に語りうることである。本來は少數の奴隸を所有する小土地所有農民の共同組織として出發せるボリスが、やがて所有と非所有の分化を惹起しそれと共に奴隸所有の集中・奴隸の偏在をもたらしたとしても、なお共同組織が完全には崩壊せずして非所有市民が *Konsumentenproletariat* として共同體成員の特權を享受して共同體に寄生している限りは、一部富裕者の投資對象となれる偏在せる奴隸と雖も共同體成員全體と階級的對立の關係にあるといえよう。ローマ史においては古典古代的共同體の外枠は比較的遅くまで殘存する。即ち、非所有市民の職業軍人化（マリウスの軍制改革）とクリエンテス化、土地獲得を報償とせる外征等は共同體への寄生を意味する。しかし他方では、グラックスの改革における貧民の屬州への植民・公有地占有制限の失敗、その結果たる前一一一年の土地法は、共同體規制の無力化を示し始める。而も外征の結果は一部の大土地・奴隸・所有者を膨張せしめ、かれら内部の政争の妥協として成立せる帝政期に入つても、商品市場擴大と奴隸

獲得のための外征が續けられるが、矛盾は國家財政の破綻となつて現れハドリアヌス帝による擴大政策の中止となる。かくして決定的となる奴隸源の涸渇は、かつてのグラックス運動をバックせる農村賃労働者や奴隸制大農場の傍らに存せる自由小作人らの、後裔によつて救済せられ、自由小作人は今やその作出する餘剩價值を大土地所有者により收奪される階級の主要部分となる。かかる古典古代的共同体の崩壊、自由市民間の階級分化は社會構成としての奴隸制の終焉を意味する⁽¹⁸⁾。そのことは法律面に反映し、自由人と奴隸との間にのみ刑法的不平等を設けた共和政期に反して、帝政期に入るや自由人間においても特權上層民 *honestiores* と下層民 *plebei, humiliores, teniores* との間に刑法上の不平等が規定され四世紀⁽¹⁹⁾には下層民と奴隸との間に刑法上の不平等は消滅する方向に向う。更に、自由市民の階級分化に對して、權勢を握れる帶有奴隸・被解放民、或は又古くはバシオン近くはトリマルキオ等の富豪にその著例をみる如き奴隸内部の階級分化も共働せることが見落さるべきではない。そして、古典古代的共同体の最終的消滅を公認し、新しい領域國家の誕生を象徴するものこそ、二二二年の *Constitutio Antoniniana* であるとみるべきであらう。

さて、社會構成としての奴隸制は古典古代的共同体の崩壊と共に終焉するが、奴隸存在の諸條件が存し加うるにジョーンズの分析せる如き經濟的諸條件の具わる場合には、その後の時代と雖も勞働制度としての奴隸制度が展開される。十九世紀に廢

止される迄のアメリカ黑人奴隸制は資本主義體制下にあつてもそれが可能であることを示す。更に、古典古代が概ね共通してうみだした所の奴隸の身分法的諸規定も社會構成としての奴隸制終焉後も存續し、末期ローマ帝國の勅法にみる如く國家の支配機構を強化するためには奴隸の身分法的諸規定は強化されさえするが、いう迄もなくそれは奴隸制社會構成の再編成・復活ではない。封建的な領主制的支配機構によつても、勞働制度としての奴隸制・身分法的規定としての奴隸制度は組入れられ、その條件の存する場合には大規模な展開も可能であらうが、これも社會構成としての奴隸制とは無縁であらう。

以上は、極めて幼稚であり又簡略にすぎたが、ジョーンズの論攻を一つの手がかりとして、奴隸制度の理解のために私なりの整理を試みた一つのメモにすぎず、諸賢の御叱正をえて他日誤りを改めうれば幸いである。

- (1) 櫛川一朗、史學雜誌六二ノ一一、六三ノ一、歷研一八二、西洋史學二七。弓削達、西洋史學二七。渡邊金一、史學雜誌六四ノ一一。青山吉信、歷研一九三。田中正義、研究十。シュタエルマン、歷評七四、七五。太田秀通、歷研二〇四。岩田拓郎、歷研二〇四など。

- (2) J. Vogt, *Sklaverei und Humanität im klassischen Griechentum*, 1953. G. Mickenat, *Studien zur Kriegsgefangenschaft und zur Sklaverei in der griechischen Geschichte. I. Teil: Homer. 1955. W. L. Westermann,*

一 橋論叢 第三十八卷 第二號

- The Slave Systems of Greek and Roman Antiquity. 1955. S. Lauffer, Die Bergwerksklaven von Laurin. I. Teil. 1956. A. H. M. Jones, Slavery in Ancient World. in: The Econ. Hist., Rev. 2. Ser., Vol. IX. No. 2. Dec. 1956.
- (3) 講演の要旨は史學雜誌六六ノ二。
- (4) 彼の前掲遺著については、西洋古典學研究Vにおける拙評。なお、拙評一七七頁上より八行目のギリシア人は、マテナイ人の誤り、九行目冒頭の4.500は3.500のミス・プリント。
- (5) Economic History Review, 2. Ser., Vol. V. No. 3, 1953.
- (6) Econ. Hist. Rev., 2. Ser., Vol. VIII, No. 2, 1955.
- (7) M. Weber, Agrarverhältnisse im Altertum. S. 271-2.
- (8) Westernmann, op.cit., p. 100-101.
- (9) かつての拙稿「古代奴隸制衰退の問題」(西洋史學27)四九頁には、ウェスタマンより受けた印象によってウェーバーの論定を拒けたが、これは訂正を要するものと思う。
- (10) M. N. Tod, A Selection of Greek Historical Inscriptions. vol. 1, No. 79.
- (11) 奴隸制の發展が古典古代的共同体を崩壊せしめた、とする言い方は、従って少くとも不充分で、寧ろ逆である。
- (12) M. Weber, a. a. O., S. 6.
- (13) いう迄もなく奴隸源の涸渇が社會構成としての奴隸制を終焉せしめたのではない。擴大政策の中止はやむなき方策ではあったが、奴隸源の涸渇を満足して甘受しえたのは、没落市民の廣範なる存在、自由民間の階層分化の事實そのものである。
- (14) Th. Mommsen, Röm. Staatsrecht, III, 459-460. Ders., Röm. Strafrecht, 1035.
- (15) このことを立證するためにテオドシウス法典における奴隸關係立法を分析せる一文を用意しているが、未發表である。
- (16) 前二世紀のデルフォイ解放碑文より分る、身分(共同体成員權)・人格的不可侵權(不法逮捕よりの保護)・職業選擇權・自由移動權の四自由の缺如などその定式化の好例(Westernmann, op. cit., p. 35)。その他、法的な父を持たぬこと、主人を離れては法人格たりえぬこと、など共通する。
- (17) その論證は註15言及の未發表拙文に譲る。

一九五七・五・五
(神戸大學講師)